

# 5月臨時会に提案された議案の議決状況

5月24日、第4回臨時会が開催されました。  
提案された議案とその議決状況は次のとおりです。

## 第4回臨時会

### 諸般の報告

花宗太田土木組合委員選任

福岡県介護保険広域連合議会議員選任

久留米広域市町村圏事務組合議会議員選任

大木町消防委員会委員選任

大木町監査委員選任

各委員は5ページに記載

大木町教育委員会委員選任

野口雅弘氏

大木町議会 議長の選挙

当選者 中ノ森慎一氏

大木町議会 副議長の選挙

当選者 中島征行氏

大木町議会常任委員会委員の選任

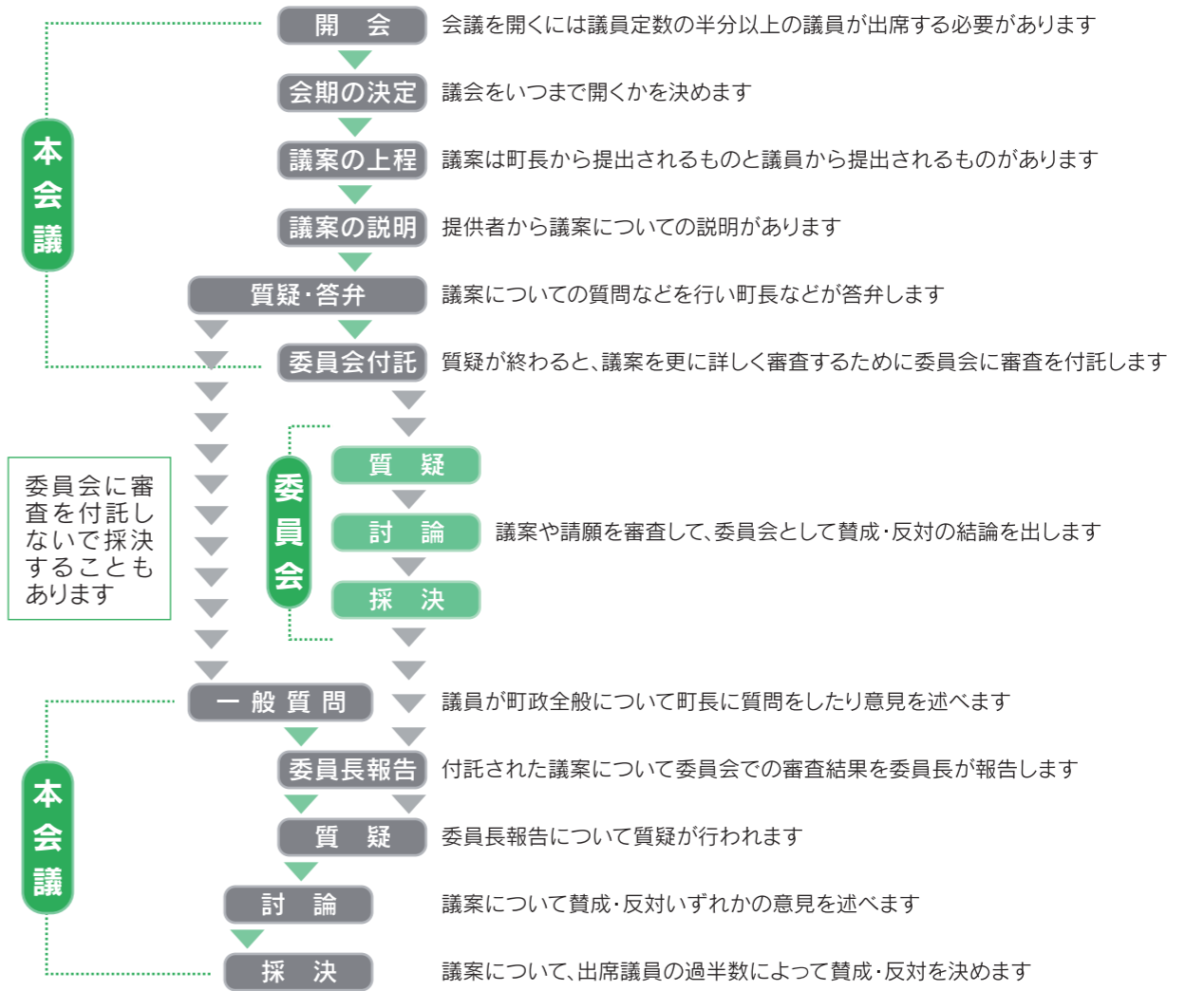
各委員は3ページに記載

大木町議会運営委員会委員の選任

各委員は3ページに記載

## 議案審議の流れ

全員協議会 / 議会をスムーズに進めるため、各事案に対して事前の協議を行う  
(議長の許可のもと傍聴できます)



## 会議の諸原則

会議を民主的、効率的に運営するため、地方議会には次のような会議の原則があります

会議公開の原則	議会の会議は、公開されるのが原則です。公開ということは、会議の傍聴と報道を許し、かつ議事内容を公表することをいいます。例外として、議長又は議員2人以上の発議により出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会として非公開にすることができます。
定足数の原則	会議を開くには、一定以上の議員の出席を必要とします。それを定足数といい、地方議会では議員定数の半数以上の出席を要件とします。定足数には議長を含みます。例外として、秘密会、長の不信任議決、議員の除名等については議員数の3分の2以上の出席を要件とします。
過半数の原則	議事は、特別な場合を除き出席議員の過半数で決めます。議長は議決に加わる権利はありませんが、賛成・反対が同数となったときには議長が決定します。
会期不継続の原則	議会は会期ごとに独立して活動しています。したがって、その会期中に議決にいたらなかったら議案などは、会期終了と同時に消滅します。ただし、例外として本会議の議決によって会期終了後にも委員会で審査したり、調査することがあります。これを継続審査といいます。
一事不再議の原則	本会議で一度議決された議案などは、原則として同じ会期中に再び提出され、審議されることはありません。

## Q&A どうやって決めたの??



### 議会議長及び副議長選挙の流れ

これまで議会議長および副議長の選挙は、事前に各候補者がそれぞれの議員を訪問したり、電話での投票のお願いなど、町民の皆さんには不透明な選出の仕方だったのではないのでしょうか。

今回、大木町議会の顔でもある、議長および副議長を決めるにあたっては、初めての試みとして、議場での議案審査に入る前の全員協議会でそれぞれの候補者が、議会の改革やこれからの議会に必要なことなど、それぞれの思いを全員の前で語った後、それぞれの候補者への質疑応答もありました。その後、本会議場での投票に臨みました。

また、事前の申し合わせとして、「議長、副議長選挙」の任期については1期2年とする。但し、再任は妨げない。(議員の任期を有効期間とする。)を決定しています。